

社会福祉法等に基づく申請・届出について

令和3年4月

船橋市 健康福祉局
福祉サービス部 指導監査課

目 次

I 社会福祉法人運営関係

1. 社会福祉法人設立認可後の手続きは？	1
(1) 社会福祉法人設立の登記	1
(2) 理事・監事・評議員・会計監査人の選任及び理事長の互選	1
(3) 理事長の登記	2
(4) 財産の移転	2
(5) 社会福祉事業の用に供する建物の完成・登記・定款の変更	3
(6) 規則等の制定	4
(7) 予算・事業計画	4
(8) その他	4
2. 定款の変更をするときは？	4
(1) 定款変更の届出	4
(2) 定款変更の認可申請	5
3. 社会福祉法人を解散するときは？	8
(1) 解散の届出	8
(2) 解散の認可・認定	8
4. 社会福祉法人を合併するときは？	9
(1) 吸収合併の認可	9
(2) 新設合併の認可	12
5. 役員（理事長・理事・監事）・評議員が変更になったときは？	14
(1) 役員（理事長・理事・監事）の変更	14
(2) 評議員の変更	15

6. 基本財産を処分するときは？	
また、基本財産を担保提供するときは？	15
(1) 基本財産の処分	15
(2) 基本財産の担保提供	17
7. 社会福祉充実計画	19
(1) 社会福祉充実計画の申請	19
(2) 社会福祉充実計画の変更	19
(3) 社会福祉充実計画の終了	21
8. 登録免許税の非課税措置に係る証明書	22
(1) 船橋市長の証明	22
(2) 登記完了報告	23

II 社会福祉施設・社会福祉事業関係

1. 施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは？	
また、經營開始後、変更が生じたときは？	24
(1) 經營しようとするとき	24
(2) 届出（許可）事項を変更するとき	24
2. 施設を設置して經營していた第一種社会福祉事業を廃止しようとするときは？	25
3. 施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始・変更・廃止したときは？	25
(1) 開始したとき	25
(2) 変更したとき	25
(3) 廃止したとき	25

4. <u>住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を</u>	
<u>開始・変更・廃止したときは？</u>	26
(1) <u>開始したとき</u>	26
(2) <u>変更したとき</u>	26
(3) <u>廃止したとき</u>	26
5. <u>社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始・変更・廃止</u>	
<u>したときは？</u>	27
(1) <u>開始したとき</u>	27
(2) <u>変更したとき</u>	27
(3) <u>廃止したとき</u>	27

I 社会福祉法人運営関係

1. 社会福祉法人設立認可後の手続きは？

社会福祉法人設立認可申請をし、認可決定がされ、「社会福祉法人設立認可可否決定通知書」が交付された後の主な手続きは、次のとおりです。

(1) 社会福祉法人設立の登記

社会福祉法人の設立が認可されたときには、その主たる事務所の所在地において設立の登記をします。この登記をすることによって、社会福祉法人は成立することになります。（社会福祉法第34条）

設立の登記は、社会福祉法人の設立の認可のあった日（社会福祉法人設立認可可否決定通知書の認可日）から2週間以内に行わなければなりません。

（組合等登記令第2条）

登記事項は次のとおりです。（組合等登記令第2条）

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 資産の総額

※ 資産の総額については、毎事業年度末日から3月以内に必ず変更登記を行う必要があります。

（組合等登記令第3条第3項）

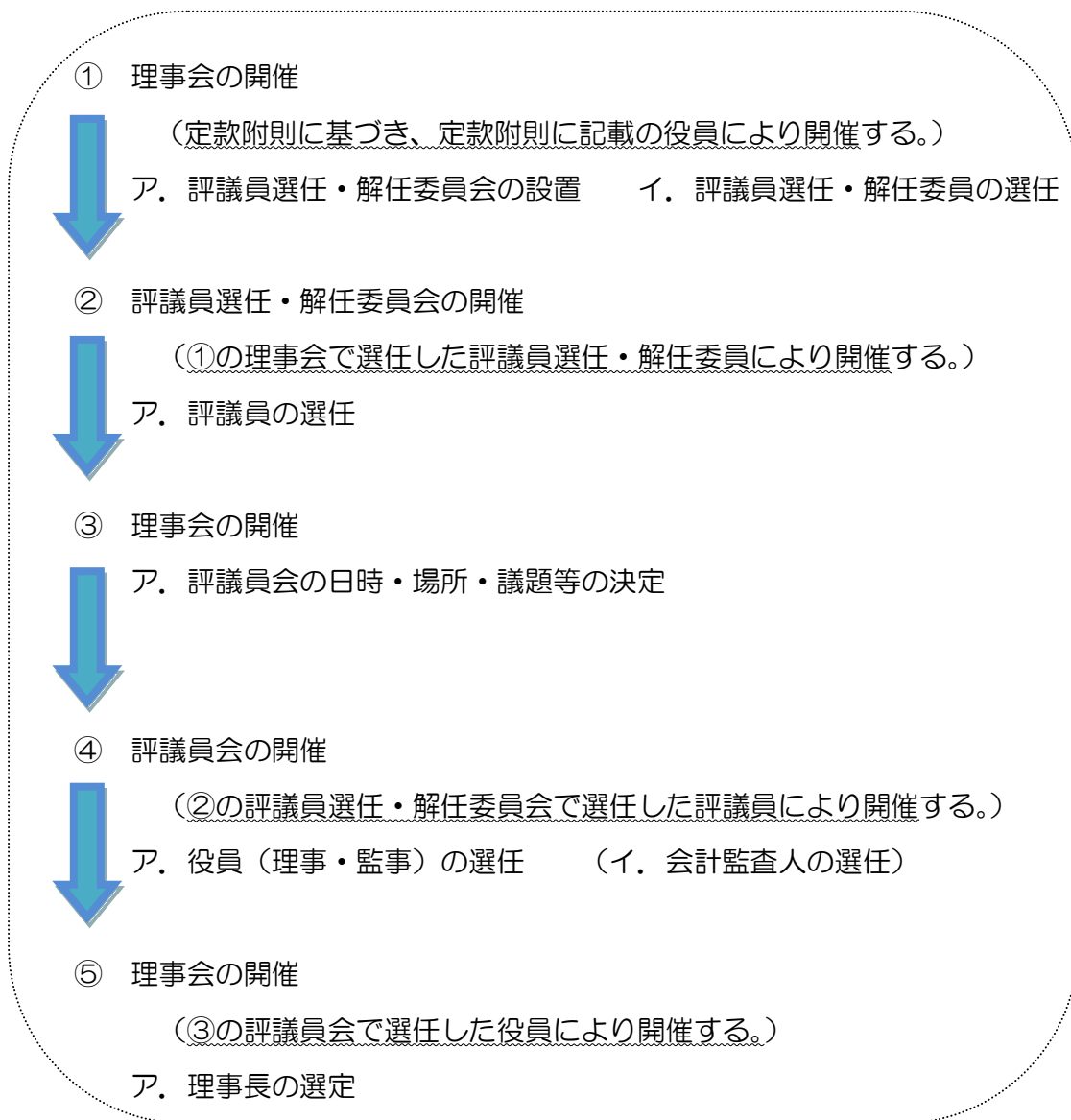
(2) 理事・監事・評議員・会計監査人の選任及び理事長の互選

社会福祉法人の成立後（社会福祉法人設立の登記後）、定款の規定により、理事・監事・評議員の選任を行い、また、理事長の選定を行います。会計監査人を置く場合は、この選任も行います。

定款の附則に記載されている役員・評議員・会計監査人は、設立者が決定したもの

であり、定款の選任手続きに基づいて選任されたものではないため、法人の成立後、遅滞なく改めて定款に基づき選任する必要があります。（社会福祉法人定款例附則）

また、役員を選任後、理事会において理事長の互選を行います。



（3）理事長の登記

新理事長の登記を、理事長に就任（選定）した日から2週間以内に行います。

なお、設立時の理事長と同一の者が選任された場合も、重任の登記が必要です。

（組合等登記令第2条・第3条）

（4）財産の移転

社会福祉法人の成立後（社会福祉法人設立の登記後）、遅滞なく、財産目録記載の財

産の移転を受け、その移転を終了した後 1 月以内に、財産の移転について船橋市長に報告しなければなりません。（社会福祉法施行規則第 2 条第 4 項）

また、社会福祉事業の用に供する不動産について貸与又は使用許可を受ける場合は、社会福祉法人理事長名で契約書等を作成したことについて、併せて報告してください。

なお、土地等不動産の所有権の移転登記及び地上権・賃借権の設定登記に際して、船橋市長が証明した書類を添付すると、登録免許税の非課税措置があります。（P20 参照）

① 様式 社会福祉法人財産移転完了報告書（第 3 号様式）

② 添付書類

ア. 財産目録（設立認可申請の添付書類と同一のもの）

イ. 不動産の登記事項証明書（不動産の贈与があった場合、又は不動産の賃借を予定した場合）

ウ. 受領書の写し（現金等動産の贈与があった場合、その寄附者に発行したものの写し・原本証明）

エ. 残高証明（現金の贈与があり、それを銀行等に預け入れ、又は信託会社に信託した場合）

オ. 賃貸借契約書等（社会福祉事業の用に供する不動産について貸与又は使用許可を受ける場合。社会福祉法人理事長名で作成したもの）

カ. 法人の登記事項証明書

キ. 株式の名義を変更したことを証明する書類（株式の寄附がある場合）

ク. その他財産の移転を受けたことを証明する書類

③ 部数 1 部

④ 報告時期 移転を終了した後 1 月以内

⑤ 報告課 指導監査課

（5）社会福祉事業の用に供する建物の完成・登記・定款の変更

社会福祉事業の用に供する建物が完成したら、表示登記を行ったうえで、建物の所有権保存登記を行います。建物の所有権保存登記の際に、船橋市長が証明した書類を添付すると、登録免許税の非課税措置があります。（P20 参照）

建物の所有権保存登記が完了したら、建物を基本財産に編入するために、定款の変

更手続きが必要になります。(社会福祉法第 45 条の 36) (P4 参照)

(6) 規則等の制定

「定款施行細則」・「経理規程」・「就業規則」・「給与規程」・「育児休業、介護休業等に関する規則」等の社会福祉法人の規則を理事会において定める必要があります。

(7) 予算・事業計画

社会福祉法人の予算を理事長において編成し、定款に定める手続き(理事会の承認・評議員会の承認等)を経なければなりません。

また、事業計画についても定款に定める手続きにて決定する必要があります。

(社会福祉法定款例 第 31 条)

(8) その他

施設開設準備に係る職員採用等の事務、契約事務、会計帳簿等書類の作成、公印の作成、法務局への届出など様々な準備事務がありますので、遺漏のないよう手続きを行ってください。

2. 定款の変更をするときは？

定款の変更をするときは、船橋市長あてに届出をすることによって変更できる場合と、船橋市長の認可が必要な場合があります。(社会福祉法第 45 条の 36)

(1) 定款変更の届出

次の事項の変更の場合には、届出が必要になります。(社会福祉法施行規則第 4 条)

ア. 事務所の所在地

イ. 資産に関する事項(基本財産の増加に限る。)

ウ. 公告の方法

- ① 様式 社会福祉法人定款変更届（第6号様式）
- ② 添付書類
 - ア. 理事会・評議員会議事録（写・原本証明）
 - イ. 変更後の定款
 - ウ. 現行の定款
 - エ. 「事務所の所在地」又は「基本財産の増加」の場合は、変更したことがわかる書類
- ③ 部数 1部
- ④ 届出時期 変更した後、遅滞なく
- ⑤ 届出課 指導監査課
- ⑥ 登記

定款の変更に伴い、登記事項に変更が生じる場合は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければなりません。（社会福祉法第29条・組合等登記令第3条及び第11条）

（2）定款変更の認可申請

定款の変更事項が、届出事項である「ア. 事務所の所在地、イ. 資産に関する事項（基本財産の増加に限る。）、ウ. 公告の方法」以外の場合は、船橋市長の認可が必要になります。（社会福祉法第45条の36第2項）

船橋市長は、

- a. 社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているか。
- b. 定款の内容や、定款の変更手続が法令の規定に違反していないか。
- c. 新たな社会福祉事業を行おうとするときは、その事業に係る施設の整備、運営等が法令の規定に違反していないか。

等を審査した上で、定款変更の認可を決定することになります。

※ 新たに社会福祉事業を行おうとする場合で、その事業に係る土地・建物を購入したり貸与を受けるときには、その土地・建物の用途地域等について問題はないか、また、開発許可等の必要の有無など、建築基準法及び都市計画法をよく確認し、事前に関係各課へ相談をしてください。

※ 基本財産の変更で、建物を処分（建物の取り壊し等）する場合には、建物を処分する前に基本財産処分承認申請(P16)が必要になる場合がありますので、注意してください。

① 様式 社会福祉法人定款変更認可申請書（第4号様式）

② 部数 2部

③ 申請時期

申請を受け、添付書類等が整い受理した日から1ヶ月以内に認可の可否決定をすることになりますので、特に、社会福祉事業の追加等のときには、登記に要する時間等を考慮し、1ヶ月以上の余裕をもって申請してください。

くれぐれも、定款変更が事後にならないように気をつけてください。

④ 申請課 指導監査課

⑤ 登記

定款の変更に伴い、登記事項に変更が生じる場合は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければなりません。（社会福祉法第29条・組合等登記令第3条及び第11条）

⑥ 添付書類

原則的なものは、次のとおりです。定款変更事項の内容によって例外的に必要な書類もありますので、担当へ確認をして下さい。

※ ○印が必要な書類です。

	変更事項 添付書類	事業目的の追加		役員定数の変更	基本財産の変更			定款例にあわせた 条文整理		
		設置経営	受託経営		新築	増改築	削除			
1	申請書（第4号様式）	○	○	○	○	○	○	○		
2	理事会及び評議員会議事録（写）	○	○	○	○	○	○	○		
3	財産目録	○	—	—	—	—	—	—		
4	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○		
5	現行の定款	○	○	○	○	○	○	○		
6	添付書類目録	○	○	—	○	○	—	—		
7	事業計画書（2ヶ年分）	○	○	—	—	—	—	—		
8	収支予算書（2ヶ年分）	○	○	—	—	—	—	—		
9	受託事業の概要説明書	—	○	—	—	—	—	—		
10	受託契約書（写）	—	○	—	—	—	—	—		
11	施設建設関係書類	予算書又は決算書	○	—	—	○	○	—	—	
		補助金等の決定書（写）	○	—	—	○	○	—	—	
		助成金決定書（写）	○	—	—	○	○	—	—	
		借入金決定書（写）又は受理証明書（写）等	○	—	—	○	○	—	—	
		借入金関係書類	償還計画表	○	—	—	○	○	—	—
			償還金贈与契約書（写）	○	—	—	○	○	—	—
		所得証明書 身分証明書 印鑑登録証明書	所得証明書	○	—	—	○	○	—	—
			身分証明書	○	—	—	○	○	—	—
			印鑑登録証明書	○	—	—	○	○	—	—
			各種補助要綱	○	—	—	○	○	—	—
		建築資金贈与契約書（写）	○	—	—	○	○	—	—	
		所得証明書 身分証明書 印鑑登録証明書	所得証明書	○	—	—	○	○	—	—
			身分証明書	○	—	—	○	○	—	—
			印鑑登録証明書	○	—	—	○	○	—	—
		残高証明書	○	—	—	○	○	—	—	
		法人本部会計等決算書	○	—	—	○	○	—	—	
工事関係契約書・見積書・領収書（写）	○	—	—	○	○	—	—			
不動産売買契約書（写）	○	—	—	○	○	—	—			
不動産の登記事項証明書	○	—	—	○	○	○	—			
建築確認書（写）	○	—	—	○	○	—	—			
図面	○	○	—	○	○	—	—			
12	施設長就任承諾書、履歴書及び施設長の資格を有する書類	○	○	—	—	—	—	—		
13	廃止事業に係る財産の処分方法	—	—	—	—	—	○	—		
14	事業の廃止届（写）又は認可書（写）等	—	—	—	—	—	○	—		
15	基本財産処分承認書（写）	—	—	—	—	○	○	—		

※（写）とあるものは、原本証明をしてください。

3. 社会福祉法人を解散するときは？

社会福祉法人を解散するときは、解散後に船橋市長あてに届出をする場合と、船橋市長の認可・認定が必要な場合があります。（社会福祉法第 46 条）

（1）解散の届出

解散のうち、「定款に定めた解散事由の発生」による解散、及び「破産手続開始の決定」による解散の場合は、船橋市長への届出が必要になります。

- ① 様式 社会福祉法人解散届（第 9 号様式）
- ② 添付書類 なし
- ③ 部数 1 部
- ④ 届出時期 解散した後、遅滞なく
- ⑤ 届出課 指導監査課
- ⑥ 登記

破産手続開始の決定による解散の場合を除き、主たる事務所の所在地において、2 週間以内に解散の登記をしなければなりません。（社会福祉法第 29 条・組合等登記令第 7 条）

（2）解散の認可・認定

解散のうち、
「評議員会の決議」による解散の場合・・・船橋市長の認可、
「目的たる事業の成功の不能」による解散の場合・・・船橋市長の認定
が必要となります。

- ① 様式 社会福祉法人解散認可（認定）申請書（第 7 号様式）
- ② 添付書類
 - ア. 理事会及び評議員会議事録（写・原本証明）
 - イ. 財産目録及び貸借対照表
 - ウ. 負債があるときは、その負債を証明する書類
 - エ. 不動産の価格評価書

才. その他必要な書類

③ 部数 2部

④ 申請時期

申請を受け、添付書類等が整い受理した日から1ヶ月以内に認可・認定の可否決定をすることになりますので、1ヶ月以上の余裕をもって申請してください。

⑤ 申請課 指導監査課

⑥ 登記

主たる事務所の所在地において、2週間以内に解散の登記をしなければなりません。(社会福祉法第29条・組合等登記令第7条)

4. 社会福祉法人を合併するときは？

社会福祉法人を合併するときは、船橋市長の認可が必要になります。(社会福祉法第48条)
合併には、1つの社会福祉法人がほかの法人を吸収する「吸収合併」と、2以上の法人が合併して新たな法人を新設する「新設合併」があります。

(1) 吸収合併の認可

① 様式 社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)(第10号様式)

② 添付書類

ア. 理事会及び評議員会議事録(写・原本証明)

イ. 合併後存続する法人の定款

ウ. 合併により消滅する法人に係る次の書類

* 財産目録及び貸借対照表

* 負債があるときは、その負債を証明する書類

エ. 合併後存続する法人に係る次の書類

* 財産目録

* 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

* 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書(引き続き評議員となるべき者・引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く。)

* 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者と以下の関係がある者がいる場合、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類

- a. 評議員となるべき者が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えない場合に限る）
- b. 他の社会福祉法人の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の評議員総数の半数を超えない場合に限る）
- c. 国の機関・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人または大学共同利用機関法人・地方独立行政法人・特殊法人または認可法人の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）（これらの職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えない場合に限る）

* 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者と以下の関係がある者がいる場合、当該他の各役員の名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

- a. 当該役員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えない場合に限る）
- b. 他の社会福祉法人の役員または職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限る）

* 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者と以下の関係がある者がいる場合、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類

- a. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- b. 当該理事の使用人
- c. 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- d. b.・c.の配偶者
- e. a.・b.・c.の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

f. 当該理事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えない場合に限る）

g. 国の機関・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人または大学共同利用機関法人・地方独立行政法人・特殊法人または認可法人の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）（これらの職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えない場合に限る）

* 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者と以下の関係がある者がいる場合、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

a. 当該理事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えない場合に限る）

b. 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えない場合に限る）

c. 他の社会福祉法人の理事または職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限る）

d. 国の機関・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人または大学共同利用機関法人・地方独立行政法人・特殊法人または認可法人の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）（これらの職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えない場合に限る）

オ. 不動産の価格評価書

カ. その他必要な書類

③ 部数 2部

④ 申請時期

申請を受け、添付書類等が整い受理した日から1ヶ月以内に認可の可否決定をすることになりますので、1ヶ月以上の余裕をもって申請してください。

⑤ 申請課 指導監査課

⑥ 登記

合併の認可の日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、合併後存続する社会福祉法人については変更の登記、合併により消滅する社会福祉法人については解散の登記をしなければなりません。(社会福祉法第29条・組合等登記令第8条及び第11条)

(2) 新設合併の認可

- ① 様式 社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）（第11号様式）
- ② 添付書類
 - ア. 理事会及び評議員会議事録（写・原本証明）
 - イ. 合併により設立する法人の定款
 - ウ. 合併する各法人に係る次の書類
 - * 財産目録及び貸借対照表
 - * 負債があるときは、その負債を証明する書類
 - エ. 合併により設立する法人に係る次の書類
 - * 財産目録
 - * 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - * 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
 - * 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者と以下の関係がある者がいる場合、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類
 - a. 評議員となるべき者が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えない場合に限る）
 - b. 他の社会福祉法人の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の評議員総数の半数を超えない場合に限る）
 - c. 国の機関・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人または大学共同利用機関法人・地方独立行政法人・特殊法人または認可法人の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）（これらの職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えない場合に限る）
 - * 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者と以下の関係があ

る者がいる場合、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

- a. 当該役員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えない場合に限る）
- b. 他の社会福祉法人の役員または職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限る）

* 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者と以下の関係がある者がいる場合、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類

- a. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- b. 当該理事の使用人
- c. 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- d. b.・c.の配偶者
- e. a.・b.・c.の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- f. 当該理事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えない場合に限る）
- g. 国の機関・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人または大学共同利用機関法人・地方独立行政法人・特殊法人または認可法人の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）（これらの職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えない場合に限る）

* 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者と以下の関係がある者がいる場合、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

- a. 当該理事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えない場合に限る）

- b. 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員または職員（これらの役員または職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えない場合に限る）
- c. 他の社会福祉法人の理事または職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限る）
- d. 国の機関・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人または大学共同利用機関法人・地方独立行政法人・特殊法人または認可法人の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）（これらの職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えない場合に限る）

力. 不動産の価格評価書

キ. その他必要な書類

③ 部数 2部

④ 申請時期

申請を受け、添付書類等が整い受理した日から1ヶ月以内に認可の可否決定をすることになりますので、1ヶ月以上の余裕をもって申請してください。

⑤ 申請課 指導監査課

⑥ 登記

合併の認可の日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、合併により消滅する社会福祉法人については解散の登記を、合併により設立した社会福祉法人については設立の登記をしなければなりません。

（社会福祉法第29条・組合等登記令第8条及び第11条）

5. 役員（理事長・理事・監事）・評議員が変更になったときは？

社会福祉法人の役員（理事長・理事・監事）・評議員が変更になったときは、船橋市長への届出をお願いします。

（1）役員（理事長・理事・監事）の変更

① 様式 社会福祉法人役員変更届（別添様式集参照）

② 添付書類

ア. 役員の変更を承認した理事会・評議員会の議事録（写・原本証明）

イ. 新しい役員名簿

ウ. 後任者の就任承諾書及び履歴書

エ. 理事長の場合は、社会福祉法人の登記事項証明書

オ. 辞任者については、辞任届の写し

③ 部数 1部

④ 届出時期 役員の変更があった日から1ヶ月以内

⑤ 届出課 指導監査課

(2) 評議員の変更

① 様式 社会福祉法人評議員変更届（別添様式集参照）

② 添付書類

ア. 評議員の選任に関する書類

（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等。写し・原本証明）

イ. 新しい評議員名簿

ウ. 後任者の就任承諾書及び履歴書

エ. 辞任者については、辞任届の写し

③ 部数 1部

④ 届出時期 評議員の変更があった日から1ヶ月以内

⑤ 届出課 指導監査課

6. 基本財産を処分するときは？ また、基本財産を担保提供するときは？

(1) 基本財産の処分

基本財産を処分するときは、理事会及び評議員会の承認を得て、船橋市長の承認が必要となります。

基本財産は定款記載事項であるため、基本財産処分の船橋市長の承認があったのち、当該財産を処分した時点において速やかに定款変更の手続きをとることが必要です。

ただし、次の場合は、基本財産の処分承認を省略することができます。

ア. 社会福祉施設の改築にあたって老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合。老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助がなされる前提として、当該施設の財産的価値が消失又はこれに準ずる状態にあると判断されているので、改めて財産処分の承認を要しなくてもよいこととなります。

イ. 施設の増改築を行う場合で、財産処分の内容が境界となる壁の取り壊し等にとどまり、建物の基本的形状には変更がないと認められ、仮に修復するとしても多額の費用を要しないような軽微な処分の場合。

- ① 様式 基本財産処分承認申請書（様式第6（別添様式集参照））
- ② 部数 2部
- ③ 申請時期 基本財産の処分を予定している日の1ヶ月前まで
- ④ 申請課 指導監査課
- ⑤ 添付書類

※ ○印が必要な書類です。

	区分 添付書類	不動産 の売却 等	建物の 取壊し	現金(基 金)の取 崩し	備考
1	申請書	○	○	○	様式第6
2	定款	○	○	○	
3	理事会及び評議員会議事録（写）	○	○	○	
4	財産目録	○	○	○	処分前のもの
5	不動産の登記事項証明書	○	○	—	
6	残高証明書	—	—	○	
7	不動産の価格評価書	○	—	—	銀行発行の評価書又は不動産鑑定書等
8	売買価格等を証する書類	○	—	—	売買（交換）仮契約書（写） 又は買取確約書（写）等
9	売却金等の使途計画書	○	—	○	
10	施設建設（改築）計画書	○	○	○	基本財産を処分し、そのことに 伴い施設を建設する場合
11	図面	○	○	—	平面図・配置図

※ （写）とあるものは、原本証明をしてください。

(2) 基本財産の担保提供

基本財産の担保提供は、基本財産の処分と異なり、定款の変更を伴うものではありませんが、基本財産の経済的価値を減少させるものであるため、理事会及び評議員会の承認を得て、船橋市長の承認が必要となります。

ただし、次の場合は、船橋市長の承認は必要ありません。

ア. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

イ. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

- ① 様式 基本財産担保提供承認申請書（様式第7（別添様式集参照））
- ② 部数 2部
- ③ 申請時期 担保提供を予定している日の1ヵ月前まで
- ④ 申請課 指導監査課
- ⑤ 添付書類 （次ページ表のとおり）

※ ○印が必要な書類です。

	変更事項		施設建設等及び不動産購入資金の借入れ	運営（運転）資金の借入れ	担保物件の変更	担保物件の変更(軽易なもの)	備考
	添付書類						
1	申請書		○	○	○	○	様式第7
2	定款		○	○	○	○	
3	理事会及び評議員会議事録（写）		○	○	○	○	
4	財産目録		○	○	○	○	
5	不動産の登記事項証明書		○	○	○	○	
6	資金計画書		○	○	○	○	
7	資金計画関係書類	補助金等の決定書（写）	○	—	○	—	
		助成金決定書（写）	○	—	○	—	
		自己資金の贈与契約書（写）	○	—	○	—	
		所得証明書 身分証明書 印鑑登録証明書	○	—	○	—	
		法人本部会計等の決算書	○	○	○	—	
		借入金決定書（写）又は受理証明書（写）等	○	○	○	—	
8	償還計画表		○	○	○	○	
9	償還財源関係書類	償還財源贈与契約書（写）	○	○	○	—	
		所得証明書 身分証明書 印鑑登録証明書	○	○	○	—	
		各種補助要綱等	○	○	○	—	
		工事関係見積書（写）・契約書（写）・領収書	○	—	○	—	
11	売買関係見積書（写）・契約書（写）・領収書（写）		○	—	○	—	
12	図面		○	○	○	○	平面図・配置図
13	事業計画書		○	○	—	—	

※ （写）とあるものは、原本証明をしてください。

7. 社会福祉充実計画

社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を算定しなければならないことされています。

その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得た上で、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していくこととなります。（社会福祉法第55条の2）

（1）社会福祉充実計画の申請

社会福祉充実残額が生じた法人は、社会福祉充実計画原案を作成し、必要な手続きを経て（地域公益事業を行う場合には、早めにご相談下さい。）、社会福祉法第59条の届出と同時に所轄庁に申請を行うこととなります。（社会福祉法第55条の2）

- ① 様式 社会福祉充実計画の承認申請について（別添様式集参照）
- ② 添付書類
 - ア. 令和〇年度～令和〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画
 - イ. 評議員会議事録（写）
 - ウ. 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
 - エ. 社会福祉充実残額の算定根拠（社会福祉充実残額算定シート）
 - オ. その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料
- ③ 部数 2部
- ④ 申請時期 毎年度6月30日まで
- ⑤ 申請課 指導監査課

（2）社会福祉充実計画の変更

社会福祉充実計画の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、あらかじめ所轄庁の承認が必要となります。

ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、遅滞なく、その旨を届け出なければならないとされています。（社会福祉法第55条の3）

社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状況を反映する必要があることから、災害の発生など、計画策定時からの大幅な変更が必要な

場合を除き、原則として、毎会計年度、所轄庁へ計算書類等を提出する時期（6月30日）に併せて行うものになります。

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とされています。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容関連	<ul style="list-style-type: none"> ○新規事業を追加する場合 ○既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施地域関連	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施期間関連	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施年度の変更を行う場合 ○年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実残額関連	<ul style="list-style-type: none"> ○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

【変更承認申請の場合】

- ① 様式 承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について（別添様式集参照）
- ② 添付書類
 - ア. 変更後の令和〇年度～令和〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画
 - イ. 評議員会議事録（写）
 - ウ. 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書
 - エ. 社会福祉充実残額の算定根拠（社会福祉充実残額算定シート）
 - オ. その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料
- ③ 部数 2部

- ④ 申請時期 毎年度6月30日まで
- ⑤ 申請課 指導監査課

【変更届出の場合】

- ① 様式 承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について（別添様式集参照）
- ② 添付書類
 - ア. 変更後の令和〇年度～令和〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画
 - イ. 社会福祉充実残額の算定根拠（社会福祉充実残額算定シート）
 - ウ. その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料
- ③ 部数 1部
- ④ 申請時期 毎年度6月30日まで
- ⑤ 申請課 指導監査課

(3) 社会福祉充実計画の終了

やむを得ない事由により当該計画に従って事業を行うことが困難であるときは、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、社会福祉充実計画を終了することができます。（社会福祉法第55条の4）

社会福祉充実計画の終了の手続きについては、事前にご相談ください。

8. 登録免許税の非課税措置に係る証明書

登録免許税法第4条第2項の規定により、社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は土地の権利の取得登記については、登録免許税が非課税となります。

「所有権」には、賃借権も含まれます。

「取得登記」とは、権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいいます。

「土地の権利」とは、土地の所有権及び土地の上に存する権利をいいます。

(1) 船橋市長の証明

この非課税扱いを受けるためには、社会福祉事業の用に供するものであるとの船橋市長の証明が必要となります（その事業の認可・指定等の権限を船橋市が持つ場合に限る）。

社会福祉事業の用に供する以外のものは対象となりませんので、「証明を受けようとする不動産」欄に、社会福祉事業の用に供する以外のものが含まれていないかをよく確認してください。

なお、社会福祉事業の用に供する土地・建物は、社会福祉法人の基本財産とする必要があるため、定款の変更が必要になります。（P4参照）

※ 新たに社会福祉事業を行おうとする場合で、その事業に係る土地・建物を購入するときには、その土地・建物の用途地域等について問題はないか建築基準法及び都市計画法をよく確認し、事前に関係各課へ相談をしてください。

※ 学校法人が保育所・家庭的保育事業等・認定こども園を行う場合の登録免許税の非課税措置に係る証明については、子ども政策課へお問い合わせください。

① 様式

- ・ 保育所・家庭的保育事業等・認定こども園以外の社会福祉事業を行う場合

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に規定する不動産に該当する旨を証する証明願（別添様式集参照）

- ・ 保育所・家庭的保育事業等を行う場合

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号に規定する不動産に該当する旨を証する証明願（別添様式集参照）

・認定こども園を行う場合

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第4号に規定する不動産に該当する旨を証する証明願（別添様式集参照）

② 添付書類

（土地の場合）

ア. 登記事項証明書（写しの場合は原本証明）

イ. 公函（申請地がわかるように色分けしてください。）

ウ. 土地の取得に関する契約書

※ 賃貸借の場合は、賃貸借契約書

エ. 土地の取得に関する理事会議事録

（建物の場合）

ア. 登記事項証明書（写しの場合は原本証明）

イ. 建物の取得に関する契約書（建物建設以外の場合）

※ 賃貸借の場合は、賃貸借契約書

ウ. 建物の取得に関する理事会議事録（建物建設以外の場合）

③ 部数 証明願 2部 添付資料 1部

④ 提出時期 証明書が必要となる日の1週間前まで

⑤ 提出課 指導監査課

（2）登記完了報告

証明に係る不動産の登記が完了したときは、船橋市長に報告をしてください。

① 様式 社会福祉事業の用に供する不動産の登記完了報告書（別添様式集参照）

② 添付書類 登記事項証明書（写しの場合は原本証明）

③ 部数 1部

④ 報告時期 登記完了の日から1ヶ月以内

⑤ 報告課 指導監査課

II 社会福祉施設・社会福祉事業関係

社会福祉施設を設置しようとするときや、社会福祉事業を開始しようとするとき、また、変更・廃止をするときなどには、船橋市長への届出や船橋市長の許可等が必要となります。

社会福祉法の規定に基づき行う場合と、他の法律（生活保護法・児童福祉法・母子及び父子並びに寡婦福祉法・障害者総合支援法・身体障害者福祉法・老人福祉法）に基づき行う場合があります。他の法律により、正規の手続き（許認可・届出）が別途定められている場合は、各法律上の規定及び市の要綱等の規定に従って手続きをしてください。

ここでは、社会福祉法の規定に基づいて申請、届出等をする場合について記載しています。

1. 施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは？ また、經營開始後、変更が生じたときは？

(1) 經營しようとするとき

施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、船橋市長への届出又は船橋市長の許可が必要になります。（社会福祉法第 62 条）

- ① 様式 設置主体が社会福祉法人…社会福祉施設設置届（第 13 号様式）
 設置主体が社会福祉法人以外…社会福祉施設設置許可申請書（第 14 号様式）
- ② 届出（申請）課 各担当課

(2) 届出（許可）事項を変更するとき

届出事項に変更が生じたときは、船橋市長に届出が必要になります。

また、許可に係る事項について変更しようとするときは、船橋市長の許可が必要になります。（社会福祉法第 63 条）

- ① 様式 設置主体が社会福祉法人…届出事項変更届（第 16 号様式）
 設置主体が社会福祉法人以外…許可事項変更許可申請書（第 17 号様式）
- ② 届出課 各担当課

2. 施設を設置して経営していた第一種社会福祉事業を廃止しようとするときは？

施設を設置して、経営していた第一種社会福祉事業を廃止しようとするときは、船橋市長への届出が必要になります。（社会福祉法第 64 条）

- ① 様式 社会福祉施設廃止届（第 19 号様式）
- ② 届出課 各担当課

3. 施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始・変更・廃止したときは？

（1）開始したとき

施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したとき又は経営しようとするときは、船橋市長への届出又は許可が必要になります。（社会福祉法第 67 条）

- ① 様式 設置主体が社会福祉法人…社会福祉事業開始届（第 20 号様式）
 設置主体が社会福祉法人以外…社会福祉事業経営許可申請書（第 21 号様式）
- ② 届出（申請）課 各担当課

（2）変更したとき

施設を必要としない第一種社会福祉事業を変更したときは、船橋市長への届出が必要になります。（社会福祉法第 68 条）

- ① 様式 社会福祉事業変更届（第 23 号様式）
- ② 届出課 各担当課

（3）廃止したとき

施設を必要としない第一種社会福祉事業を廃止したときは、船橋市長への届出が必要になります。（社会福祉法第 68 条）

- ① 様式 社会福祉事業廃止届（第 24 号様式）
- ② 届出課 各担当課

4. 住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始・変更・廃止したときは？

（1）開始したとき

住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したときは、船橋市長への届出が必要になります。

（社会福祉法第 69 条）

- ① 様式 社会福祉事業開始届（第 20 号様式）
- ② 届出課 各担当課

（2）変更したとき

住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を変更したときは、船橋市長への届出が必要になります。

（社会福祉法第 69 条）

- ① 様式 社会福祉事業変更届（第 23 号様式）
- ② 届出課 各担当課

（3）廃止したとき

住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を廃止したときは、船橋市長への届出が必要になります。

（社会福祉法第 69 条）

- ① 様式 社会福祉事業廃止届（第 24 号様式）
- ② 届出課 各担当課

5. 社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始・変更・廃止したときは？

(1) 開始したとき

社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始したときは、船橋市長への届出が必要になります。

(社会福祉法第68条の2)

- ① 様式 社会福祉住居施設開始届（第25号様式）
- ② 届出課 指導監査課

(2) 変更したとき

社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を変更したときは、船橋市長への届出が必要になります。

(社会福祉法第68条の3)

- ① 様式 社会福祉住居施設変更届（第26号様式）
- ② 届出課 指導監査課

(3) 廃止したとき

社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を廃止したときは、船橋市長への届出が必要になります。

(社会福祉法第68条の4)

- ① 様式 社会福祉住居施設廃止届（第27号様式）
- ② 届出課 指導監査課